

建設工事入札参加者各位

総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き
及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて

令和2年4月1日付け「総合評価方式案件における主任技術者及び補助技術者（専任補助者）の専任要件の緩和措置の取扱いについて」を下記①のとおり全部改正しましたので、お知らせします。

併せて、建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の施工実績等に関する取扱いについて、下記②のとおりお知らせします。

記

① 総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続きについて

建設工事においては適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下、「技術者等」という。）の配置が必要となります。

技術者等の専任要件緩和措置については、財務部契約課発出の通知文*により示されているところですが、総合評価方式では開札と共に技術資料を審査するため、審査段階で配置予定技術者の兼任について事前の手続きが必要となります。

入札参加を予定している総合評価方式の案件において、当該工事の配置予定技術者に「他の工事」で既に従事している又は従事予定の技術者等を兼任で配置しようとする場合には、下記手続きを必ず行って下さい。

1 兼任の可否について

配置予定技術者に「他の工事」で既に従事している又は従事予定の技術者等を兼任で配置しようとする場合は、兼任の可否について質疑を行い、「可能」と回答があった場合に限り、認められることとなります。

配置予定技術者の兼任の可否について質疑を行うことができる「他の工事」とは次の工事です。

- ・ 契約方式の種類にかかわらず、契約済みだがまだ竣工に至っていない工事
- ・ 総合評価方式の案件で、入札公告済みだがまだ契約に至っていない工事

2 質疑方法について

- 通常の質疑と同様に電子入札システムで行って下さい。
- 質疑期間は各工事の入札公告に記載のとおりです。
- 質疑をする際、配置予定技術者の兼任の可否の対象となる「他の工事」が契約済みの場合は、次の点に注意してください。
 - ・質問者を類推できないように、質疑書に記載する「他の工事」名を工夫してください。
(例)「〇〇〇〇線道路改良工事」を「A線道路改良工事」と記載
 - ・回答に必要な資料(様式は任意)として、他の工事の情報(発注機関名、工事名、工事期間、工事概要等)及び当該工事との位置関係が分かる図(現場間の自動車通行経路とその通行距離を明記したもの。ただし、兼任可否の対象となる2つの工事の施工場所が同じ場合は不要)を添付してください。
(例)他の工事の情報資料:契約書の写し、工事概要書の写し 等

3 質疑にあたっての留意事項について

- ・入札公告が行われていない工事案件について、配置予定技術者の「他の工事」との兼任に関する質疑は、回答できません。
- ・質疑期間内に文書で配置予定技術者の兼任の可否に関する質疑がない場合、配置予定技術者の「他の工事」との兼任はないものとして審査します。

② 監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて

監理技術者補佐として従事した工事の施工実績や工事成績は、総合評価方式における配置予定技術者の実績として評価します。

③ 適用日について

上記①、②は、令和3年4月1日以降に入札の公告または通知を行う工事から適用します。

※契約課発出の通知文は下記のとおりです。

- ・令和3年3月23日付「現場代理人及び技術者等の適正配置について(一部改正)」
- ・平成28年3月25日付「補助技術者の配置について」